

議案第1号 説明資料

松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）
道路の変更（島根県決定）

対象路線：3・6・17号 末次本町雑賀本町線

都市計画道路とは？

◆まちの骨格を形成して、円滑な交通を確保するとともに、安全で快適な市街地をつくるための重要な基盤となるもので都市計画法に基づいて、あらかじめルートや幅員が決められた道路のことです。

・松江・・・計88路線、総延長約166km

が「都市計画道路」として定められています。

都市計画決定の内容

名 称

都市計画で用いる道路の名称を定めます。

例) 3・6・17 末次本町雑賀本町線

位置・区域

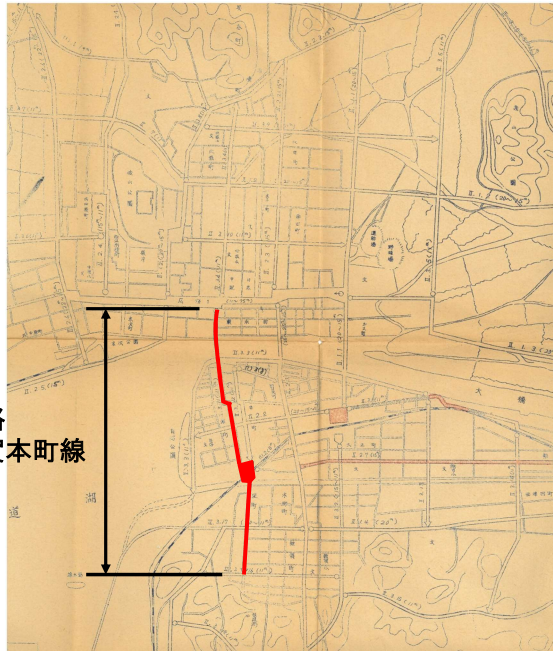
縮尺1／2,500の地図上に道路となる区域を表示します。

道路の構造

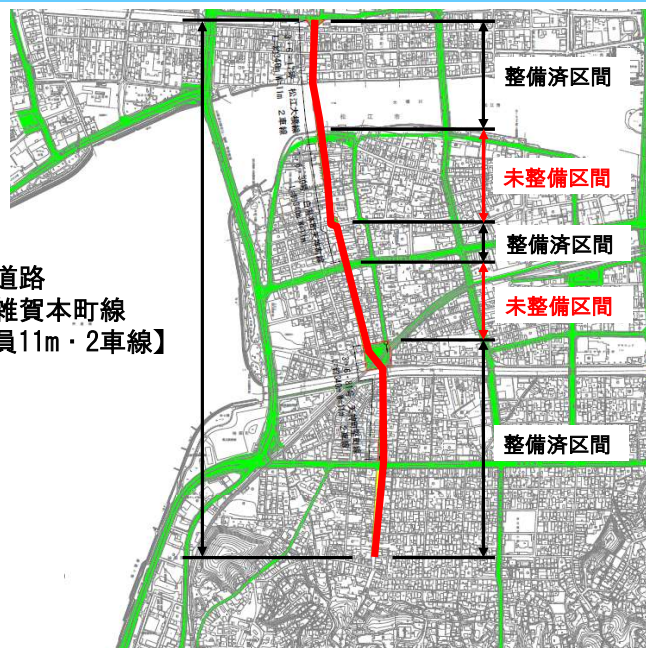
車線の数、道路幅員、おおまかな道路の構造等を定めます。

都市計画道路 末次本町雑賀本町線 の変更（案）内容について

都市計画道路
末次本町雑賀本町線



都市計画道路
末次本町雑賀本町線
【計画幅員11m・2車線】



(都) 末次本町雑賀本町線に係る経過

7

年度	概要	詳細
昭和33年度	都市計画道路として計画決定	
平成18年度	長期未着手道路の見直し	白潟本町通り区間は、大橋川改修事業に併せて検討・天神町区間の廃止方針(P8)
平成19年度	見直し方針に対するパブリックコメントの実施	末次本町雑賀本町線の見直し方針に対するご意見はなし
平成20年度	「大橋川周辺まちづくり基本計画」の策定	大橋川全体の整備コンセプトと共に、上流・中流・下流の各エリアの整備方針や整備イメージを示す
平成25年度	「大橋川周辺白潟地区水辺空間とまちづくりの基本計画」の策定	白潟地区における、魅力ある水辺空間の形成と、それと一体となったまちづくりを推進するための基本方針を示す
平成25年度～令和4年度	大橋川改修事業に併せた白潟本町通り整備に向けた検討	地元関係者との協議や社会実験等を実施・歩行者の利便増進を図る整備方針を取りまとめ
令和5年度	都市計画道路の計画変更に向けた準備の開始	白潟本町通りの概略設計 地元説明会及び意見交換会
令和6年度	都市計画道路の変更手続き開始	松江市都市計画審議会で諮問

H18年度の天神町一部区間廃止の考え方について

8

H18年度の天神町一部区間廃止の考え方について

末次本町雑賀本町線については、H18年度の長期未着手道路の見直し検討の際、一部区間廃止の方針が出されており、H19年度に行ったパブリックコメントでは廃止方針に対する意見はなかった。

・右図のとおり区間37-3については、白潟本町寺町線の一部路線(市道和多見天神橋線)に振り替えて代替機能を維持することができる。

【見直しの概要】

・都市計画道路として計画決定後、長期にわたり事業が実施されていない路線について、
「都市計画道路の見直しの基本方針」(H17.3 島根県)及び
「都市計画道路見直しマニュアル」(H17.7 島根県)に基づき、
見直し検討をH18年度に実施。

・見直し検討案はH18年度からH19年度にかけて専門委員会に諮り、「見直し方針」として提言された。さらに、H19年度にはパブリックコメントを実施した後、順次「見直し方針」に従い都市計画の変更を行っている。

長期未着手道路の原因

③ 他事業の進捗

当区間のすべてが商店街が建ち並んでおり沿道の建物のセットバックが必要となります。事業を行うには、移転補償物件の多さ等事業が困難なことが考えられ計画の見直しが必要と考えられます。



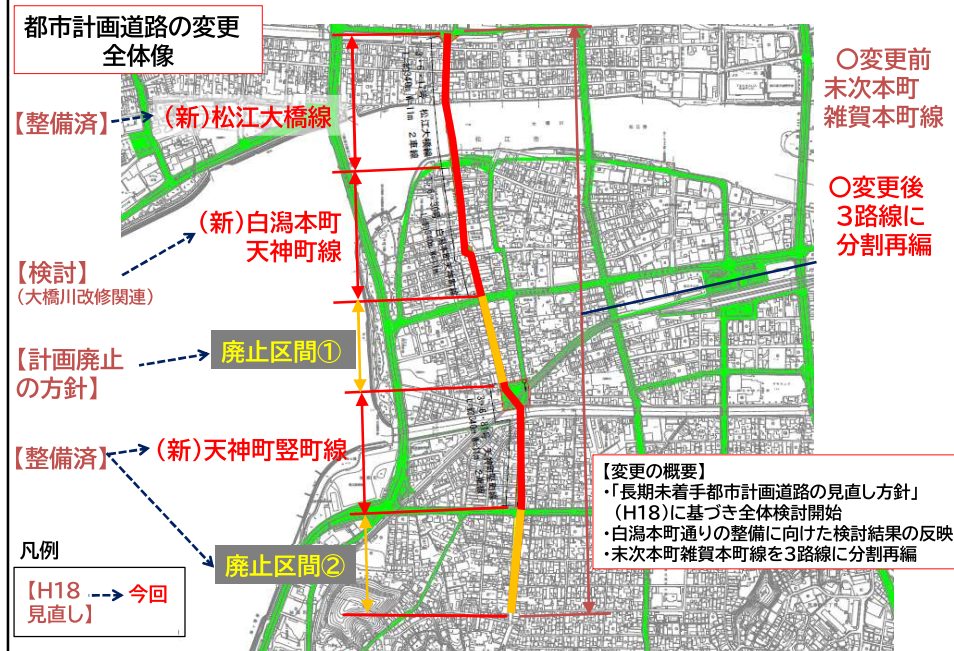
見直し計画

37-3区間を廃止区間とし、並行する市道(和多見天神橋線)に振替えて代替機能を維持させます。



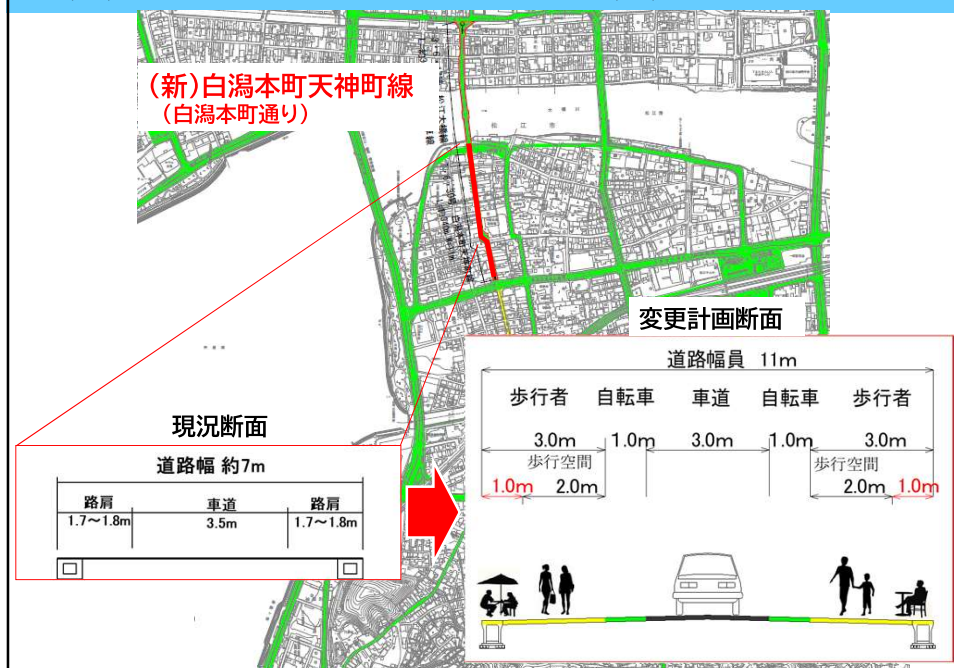
(都) 末次本町雑賀本町線の計画変更 (案) について①

9



(都) 末次本町雑賀本町線の計画変更 (案) について②

10



今後の予定について

島根県決定の都市計画決定手続きについて

